

令和5年度第2回 市川市社会福祉審議会  
地域福祉専門分科会 会議録

1. 開催日時

令和5年10月2日(月) 午前10時00分～午後0時00分

2. 開催場所

市川市役所第1庁舎5階 第1委員会室

3. 出席者

【委員】

森高委員(会長)、山崎委員(副会長)、岩松委員、岸田委員、久保木委員、  
佐藤委員、坪井委員、松尾委員、村山委員

【市川市】

寺島地域共生課長ほか

4. 傍聴者

0名

5. 議事

- (1)正副会長の選任について
- (2)第5期市川市地域福祉計画の素案について
- (3)その他

6. 配付資料

- ・会議次第
- ・資料1 第10期市川市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿
- ・資料2 市川市地域福祉計画について
- ・資料3 市川市地域福祉計画の施策の方向等について
- ・資料4 福祉圏域と住民に身近な圏域について
- ・資料5 それぞれの役割について
- ・資料6 第5期市川市地域福祉計画 目次(案)
- ・資料7 市川市成年後見制度利用促進基本計画
- ・資料8 市川市よりそい支援事業(重層的支援体制整備事業)実施計画
- ・資料9 第5期市川市地域福祉計画 施策の方向(案)
- ・資料10 今後のスケジュールについて

7. 議事録

(午前 10 時 00 分開会)

発言者	発言内容
	<p style="text-align: center;"><b>(1) 正副会長の選任について</b></p> <p style="text-align: center;">(会長に森高委員、副会長に山崎委員が選任された。)</p> <p style="text-align: center;"><b>(2) 第5期市川市地域福祉計画の素案について</b></p>
森高会長	<p>それでは、議題(2)第5期市川市地域福祉計画の素案について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
地域共生課長	<p style="text-align: center;"><b>(資料 2、3、6 から 8 に基づき説明)</b></p>
森高会長	<p>ただいま事務局より説明がありました。委員の皆様からご質問等はございますでしょうか。</p>
岩松委員	<p>互助・共助の実現に向け、地域住民等に協力を依頼することになると思いますが、それは有効性と実効性が伴うものである必要があると思います。また、地域住民の理解を深めるためには、単に周知・啓発をするだけではよくないと思いますが、どのように進める予定でしょうか。</p>
地域共生課長	<p>計画については、今後の事業へ結びつけるための行動指針を示しておりますが、おっしゃるとおり有効性と実効性が備わっていることが必要であると考えております。</p> <p>また、地域住民が主体的に地域福祉を取り巻く課題に対しても取り組んでいただきたいと考えておりますので、住民が主体となれるような行動指針を定め、行政は事業を実施してまいりたいと考えております。</p>
岩松委員	<p>今後の互助・共助の実現に向けて、地域の団体との共通の認識や課題をもつことが大切なことだと思いますので、そのあたりも考慮いただければと思います。</p>
森高会長	<p>地域における会議の場で課題を共有し、それぞれの団体が何ができるかを考えるということが、第一に必要なことかと思いますが、各団体それぞれの課題もあるため、生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーが互いの課題を共有し、団体間の繋ぎ役になるということが、まさに理想だと思います。</p>

岸田委員	<p>計画自体は全体の理念や方向性などを示すものだと思います。それが具体的にどうつながるのかといった岩松委員のご指摘については、重層的支援体制整備事業として書かれている内容がまさに軸になると思います。その位置づけで考えると、全体の計画と重層的支援体制整備事業実施計画の具体的な関りが前半の中で書かれているとより効果的かと思いました。</p>
久保木委員	<p>現行計画の施策の方向14「生涯学習環境の充実」と15「移動の自由の確保」が、次期計画では「生きることに對する包括的な支援」、「地域の居場所づくり」にそれぞれ変わっておりますが、住民が元気で暮らしていくための生涯学習や移動の確保は非常に重要な内容かと思ひます。この2つはそれぞれ次期計画のどこかに散りばめられたのか、あるいは施策の方向として全く別の内容に変わってしまったのでしょうか。</p>
地域共生課	<p>おっしゃるとおり、これら2つの項目は計画の中に散りばめられており、生涯学習環境の充実については、基本目標Ⅳ「生きがいを感じるまちを共につくる」の内容に分散してとりあげております。</p> <p>また、移動の自由の確保につきましては、現行計画の中に掲げている進行管理事業は福祉有償運送運営事業のみでしたが、「バリアフリーの推進」の推進事業として載せることを検討しております。</p>
山崎副会長	<p>資料3における施策の方向8「社会参加の促進」の事業例の中に、「市民活動支援センターの運営」と記載されておりますが、「ボランティア」という市民にとって馴染みのある言葉が無くなってしまっているため、どこかしらに記載をしていただきたいです。</p>
地域共生課	<p>大変失礼いたしました。施策の方向「社会参加の促進」の中に、言葉として「ボランティア・NPO活動の推進」を加えさせていただきます。</p>
村山委員	<p>資料5における施策の方向4「成年後見制度利用促進」の中に、言葉として市川市後見支援センターが記載されておりますが、可能であれば「市川市後見支援センターは市川市における中核機関という位置づけである」といった表記を入れていただきたいと思ひます。</p> <p>また、公助の欄に「地域連携ネットワークの構築を図る。」と記載されておりますが、重要なポイントかと思ひますので、権利擁護機関などの福祉関係者と連携を図るなど、文章をもう少し加えていただきたいと思ひます。</p> <p>また、施策の方向5「見守り体制の充実と福祉サービスの質の向上」について、見守り体制の充実は地域住民の自助、互助・共助の役割が強い一方、福祉サービスの質の向上については公助の役割が強いかと思ひます。</p>

<p>地域共生課長</p>	<p>互助・共助の欄には、「県の第三者評価制度を積極的に活用し、サービスの質の向上に取り組む。」と記載がありますが、県の第三者評価精度がどのように互助・共助に活かされるのか分からず、どちらかと言えば公助の役割に活かされるものではないかと感じました。</p> <p>施策の方向5についての全体的な話としては、市民の権利擁護が大切だと思います。公助の欄に「高齢者、障がい者、子ども等への虐待に対応し、相談窓口の周知等を通じて防止に努める。」と記載がありますが、虐待防止センターや差別解消に関する協議会があるといったことも記載いただかないと、権利擁護の内容としては薄れてしまうと思います。ぜひご検討をお願いいたします。</p> <p>権利擁護については、これから進めていかななくてはならないことだと考えておりますので、しっかりとした体制を作っていきます。現在、成年後見制度利用促進基本計画を策定し、市川市後見支援センターを中核機関として社会福祉協議会と一体となり、事業を進めているところでございますので、その点についても計画の中に記載していきたいと考えております。</p> <p>また、地域連携ネットワークについても、さまざまな支援団体との意見交換等を踏まえながら、地域の課題の情報共有を行いながら支援に繋げていきたいと考えております。</p> <p>また、虐待につきましても、今後の計画に向けてしっかりと検討していきたいと考えております。</p>
<p>森高会長</p>	<p>資料3の右側に記載されている施策の方向2、8、15に「重点」と記載されております。これは今回の計画から初めて重点事項とされるのでしょうか。</p>
<p>地域共生課</p>	<p>おっしゃるとおり、施策の方向2、8、15に「重点」と記載をしております。こちらについては、資料2の右上にございます「第5期地域福祉計画の策定で考慮する事項」の中に記載があります市町村地域福祉計画策定ガイドラインの中に、重点的な項目を記載するようにとの項目がありましたので、今回初めて掲載しております。内容につきましては、本市が重層的支援体制整備事業を今年度から実施していることもあり、3つの基本的な柱である相談支援、社会参加、地域づくりに合わせ、それぞれを重点事項とさせていただいたところでございます。</p>
<p>岩松委員</p>	<p>資料3の中に「福祉コミュニティの充実」とあり、具体的な活動の1つとしてコミュニティソーシャルワーカーを配置し、重層的支援体制整備事業を進めていくことかと思いますが、これまでコミュニティワーカーの活動は地域にあまり馴染んでいませんでした。それは相談をしたい方もコミ</p>

	<p>ユニティワーカーがどこにいて、どんな活動をしているかということが分かっていなかったからだと思います。現在のコミュニティソーシャルワーカーの頭数も十分でないことを考えると、地域住民と最も接する機会が多いのは、単位自治会、単位老人クラブかだと思いますので、それらを束ねる社会福祉協議会が、コミュニティソーシャルワーカーと地域住民がより多く接することができるような活動を考えていただく必要があると思います。</p>
<p>地域共生課長</p>	<p>互助・共助の観点からも、自治会や高齢者クラブでの活動は非常に重要であると考えております。また、コミュニティソーシャルワーカーにつきましては、地域の中でさまざまな活動をしていただいておりますが、やはり認知度が低いというお話も聞いておりますので、コミュニティソーシャルワーカーとはどういったものかが分かるような周知を、今後行っていきたいと考えております。</p>
<p>松尾委員</p>	<p>今回の計画は重層的支援体制整備事業が核となるため、コミュニティソーシャルワーカーの役割は大きいと思います。いろいろな地域の中で住民とコミュニティソーシャルワーカーの接触があり、また、情報共有のための会議もたくさんありましたが、やはり認知度が低いのは間違いないかと思えます。</p> <p>また、資料2では計画を策定する際に考慮する事項を4つ記載されておりますが、地域共生社会の実現に向けてこれらの4つは計画策定はもちろん、細かい施策の中でも考えていくべき事項かと思えます。</p>
<p>村山委員</p>	<p>資料3に「生活支援コーディネーター」という言葉が記載されておりますが、生活支援コーディネーターとは高齢者サポートセンターにいらっしゃるとい認識でよろしいですか。また、他の計画ではコミュニティソーシャルワーカーは生活支援コーディネーターの役割も担っていると書かれていたのですが、間違いないでしょうか。そのあたり、何か注釈を記載していただきたいと思いました。</p> <p>また、施策の方向17に、「生活支援サポーター養成研修」とありますが、こちらについて詳しく説明をお願いします。</p> <p>最後になりますが、現状地域活動の担い手が少ない状況ですので、計画の中に担い手を確保、育成するという具体的な内容を書き込んでいただけたらと思います。</p>
<p>地域共生課長</p>	<p>生活支援コーディネーターについては、今年度から高齢者サポートセンターに生活支援コーディネーターを配置する予定であり、体制についても検討を行っているところです。</p>

岸田委員	<p>また、生活支援サポーター養成研修については、地域の方が困っている方を支えることができるように、養成をする研修となります。</p> <p>最後に、担い手の確保については、65歳以上の方もお仕事をされている状況の中では難しい問題ですので、どのように担い手を確保していくべきかについて、しっかりと計画に盛り込んでいきたいと思えます。</p> <p>今後、重層的支援体制整備事業も含めて、地域福祉のあり方を大きく変えていくことが、次期計画の方向であると考えております。都心に近い市川市では、なかなか地域活動に関わる人が少ないイメージですが、新型コロナウイルス感染症によりテレワークが定着し、地域との関りをもつようになった人が増えていると思えます。これは非常にチャンスですので、若い人も地域福祉に興味を持ってもらえるようにするということがとても重要だと考えております。そういった意味では、例えば資料5に記載の施策の方向の中に、「認知症に関する正しい知識と理解の普及・啓発を行う。」と記載がありますが、これは正しく、認知症に対する理解、認知症の方との関り方など、いわゆる福祉におけるリテラシーを身に着けることが大切です。これは障がい分野でも同じで、障がいを抱えた方を地域で受け止めなければなりません。よって、計画の中には住民のリテラシーを向上させるような内容を入れていただいたと思えました。</p>
地域共生課	<p>施策の方向16に、「地域福祉に関する意識の啓発」がございます。こちらは現行の計画でも掲げておりますが、地域共生社会という新たな概念が作られたことから、地域の方へどのように啓発していくべきかを考えることが重要であると考えております。</p>
山崎副会長	<p>私どもボランティア協会では、先日ボランティア養成講座を行いました。講座が終了し、最後に受講者に対し質問の有無を確認したところ、おしゃべりをする場所が欲しいと要望された方がいらっしゃいました。相談ではなく、気軽におしゃべりをしたいとのことで、そのようなことができる場所は、現在本八幡の地域ケア拠点の6階にありますが、やはり6階は行きづらいかと思えます。市民が気軽に通えるような場所に設置していただきたいと思えました。</p>
地域共生課長	<p>集い、通いのような居場所はこれから必要となりますので、通いやすく、集まりやすいような場所を考えていきたいと思えます。</p>
岩松委員	<p>資料3に「福祉よりそい相談窓口の運営」と記載があります。こちらは現在14地区に設置されている相談窓口とは別物でしょうか。</p>

地域共生課長	重層的支援体制整備事業の1つとして、今年の7月から地域共生課の窓口 に、複雑化・複合化した問題を受け付けるよりそい相談窓口を設立いたし ました。
岩松委員	地区社会福祉協議会や地域ケア相談員による相談場所とはまた別物とい うことでしょうか。
地域共生課長	別物です。地域で相談を受けた内容で、どこに繋げていくべきか分から なかった場合に、よりそい相談窓口で一度相談を受け止めます。どこに相 談してよいか分からない場合は、よりそい相談窓口へご相談いただければ と思います。
森高委員	それぞれの分野でどのような窓口があり、どのような役割があるのかが 分かるような資料があれば、より分かりやすいかと思います。
村山委員	重層的支援体制整備事業実施計画は、地域福祉計画の冊子の中に入れ込 むのでしょうか。
地域共生課長	現在は検討中ですが、計画の第7章へ入れ込む予定です。
村山委員	現在重層的支援体制整備事業に関する青色のA4サイズのリーフレットを さまざまな場所に配布いただいているかと思いますが、このリーフレット の方が内容が整理されていて見やすいかと思いました。 また、こちらのリーフレットの内容を見ると、相談機関が中心となっ ているような記載になっており、地域ケアシステムや地区社会福祉協議会の 活動、地域の担い手などに関する記載が少ないと思いました。もう少しこ ちらに関する内容を記載いただければ、住民として何ができるかというこ とがはっきりするかと思いますので、そのようなリーフレットを作ってい ただきたいと思いました。
地域共生課長	青いリーフレットは市民の方にお配りし、よりそい相談窓口などの周知 をしており、計画につきましても、もう少しわかりやすい内容にしてい きたいと考えております。 また、相談があった後の体制については、支援団体向けのチラシを各支 援団体へを配付しております。
地域共生課	(資料4に基づき説明)

森高委員	<p>ただいま事務局より説明がありました。委員の皆様からご質問等はございますでしょうか。</p>
坪井委員	<p>地区ごとで広さに差がありますので、範囲が広い地区ではもう1箇所身近な相談場所を作っていただきたいと思います。</p> <p>例えば中山・鬼越地区では、エリアが縦に長く、相談できる場所が北の方の足を運びにくい場所にありますので、南の方にも相談場所を作っていただきたいです。他の地区でも、身近な場所に相談場所を作っていただきたいという意見もございますので、ご検討をお願いいたします。</p>
地域共生課長	<p>おっしゃるとおり、すぐに相談できる場所を作ることが今後重要になってくると認識しておりますので、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
岩松委員	<p>1つの区域内で活動をしている自治会、地区社会福祉協議会、地域住民、行政とのそれぞれのコミュニケーションを強化していくことが、今後の地域共生社会の実現に向けたポイントだと思います。</p>
山崎副会長	<p>先ほどの坪井委員のお話に関連することですが、民生委員に対して相談をすることは可能でしょうか。</p>
坪井委員	<p>相談自体は受け付けておりますが、民生委員に直に相談にくることはあまりありません。1人暮らしをされており、普段民生委員に訪問をしてもらっているような方は、その民生委員に相談をすることはあるかと思いますが、そうでない方はあまり民生委員へ相談に来ることはないと思います。</p>
佐藤委員	<p>民生委員についてですが、私が住んでいる地区を担当している民生委員がどなたかわかりません。個人情報の問題もあることから、あまり公になっておらず、高齢者サポートセンターを通じてようやく分かるような仕組みになっています。そのため、なかなか住民が民生委員に対してお話をする機会が無いので、民生委員が何か活動をしていただき、そこで相談ができるような機会を作っていただきたいと思いました。</p> <p>また、高齢者サポートセンターに生活支援コーディネーターを配置するとのことですが、各高齢者サポートセンターごとでどのような人数配置をするのでしょうか。私の住んでいる地区では、マンションがどんどん増え、住民がとても多いです。住民数に応じて配置していただかないと、相談が受けられない方もいるかと思います。また、高齢者サポートセンターの場所も、交通の不便な場所にあるところもありますので、駅前などの誰でも行きやすい場所に設置していただきたいと思います。</p>



<p>地域共生課長</p>	<p>また、集いの場所についても、高齢者のための場所をどんどん作っていただきたいと思います。今まで新型コロナウイルス感染症により集まること自体ができませんでしたが、だんだんと夏祭りや花火大会などのイベントも増えているので、このような集える場所を作っていただき、また、それをアピールしていただきたいと思います。</p> <p>生活支援コーディネーターの配置については、高齢者サポートセンターの場所や地区の広さの問題もありますが、すぐに多くの職員を配置できるような状況ではございません。体制については今後も引き続き検討をしていきたいと思っています。</p> <p>また、高齢者サポートセンターの場所が遠いなどのご不満は聞いておりますが、来ていただくだけではなく、お電話による相談も受け付けており、また、高齢者サポートセンターの職員がご自宅まで訪問することもありますので、外出が難しい方がおりましたら、お電話をいただければ高齢者サポートセンターの職員がうかがう旨をお伝えいただければと思います。</p> <p>また、居場所づくりにつきましても、地域共生社会の実現のためには大変重要なことであると認識しております。そのため、地域の方が居場所をつくっていただけるための支援などを今後行っていきたいと考えております。</p>
<p>松尾委員</p>	<p>新しい地域福祉を進めるうえで、小域福祉圏を適切な福祉圏域、住民に身近な圏域と同義として設定していただいたことは、大変明確化されて良かったと思います。</p>
<p>地域共生課長</p>	<p>(資料5、9に基づき説明)</p>
<p>森高会長</p>	<p>現在の計画と比較すると言葉が少し変わっており、「施策の方向のポイント」であったところが「施策の方向性」、「役割分担」であったところが「それぞれの役割例」、「進行管理事業」であったところが「具体的な行政の事業例」と変更されたという認識でお間違いないでしょうか。</p>
<p>地域共生課</p>	<p>ご認識のとおりでございます。</p>
<p>森高会長</p>	<p>現在の計画に記載されている「役割分担」には、計画として行うことを自助、互助・共助、公助ごとに分割して記載されていた一方、それが「役割例」という言葉に変わり、それぞれの役割の一部をピックアップされたという認識でよろしいでしょうか。</p>

地域共生課	<p>現行の計画に記載している役割分担の内容も、それだけに収まらないといった考えから、「役割例」といった記載に変更しております。</p>
森高会長	<p>「進行管理事業」から「具体的な行政の事業例」への変更の意図としても、同様の理由でしょうか。</p>
地域共生課	<p>おっしゃるとおり、事業の一部を同様の理由からピックアップいたしました。</p>
森高会長	<p>計画の進捗を追っていくにあたり、何ができて何ができていないといった評価は、例として記載されている事業を評価するということでしょうか。</p>
地域共生課	<p>例として記載している事業に加え、別途それ以外の事業についても評価、報告をすることを現在検討しております。</p>
森高会長	<p>各年度の事業計画を立て、年度ごとに進捗を管理するイメージがありますが、事業の例示となるとそのあたりがあやふやになるのではないかと思います。いかがでしょうか。</p>
地域共生課	<p>現行計画と異なり、具体的な数値目標などの記載はありませんが、各事業ごとにどのような数値目標などを掲げるべきか検討し、今後の社会福祉審議会においては、それらの数値等を明記し、報告したいと考えております。</p>
森高会長	<p>互助・共助の欄に「地域活動団体等の役割」と記載がありますが、互助・共助は地域住民も主体となるかと思いますが、このような表記で大丈夫でしょうか。</p>
地域共生課	<p>ご指摘内容はごもっともだと思いますので、表現については検討させていただきます。</p>
久保木委員	<p>資料5における施策の方向5「見守り体制の充実と福祉サービスの質の向上」において、互助・共助の役割例に「利用者のサービスを選択するために必要な情報を公開する。」と記載がありますが、主語は事業者になるかと思いますが、そうすると、事業者としての役割は互助・共助に記載することなのかということが気になります。もしこちらを記載するのであれば、「事業者が市民に向けて必要な情報を発信する」というように、主語を明確にするべきだと思いました。また、同じ欄に「民生委員・児童委員を中</p>

	<p>心とした見守り活動を充実させる。」と記載がありますが、こちらも主語がわかりません。このように、全体的に主語が何かが分かりにくいと思いました。</p> <p>また、施策の方向12「介護予防・健康づくりの支援」に記載されているそれぞれの役割についてですが、自助に記載されている内容に、「検診を受ける」などの健康づくりの内容を加えられないでしょうか。互助・共助の内容も、イベントの開催だけになってしまっているので、地域の方々と身近でできることを記載していただきたいと思いました。</p>
地域共生課	<p>現行の計画に記載されている役割分担をそのまま反映している箇所もございますので、これから見直しをしていきたいと考えております。</p>
岩松委員	<p>資料5において、それぞれの施策の方向の互助・共助の役割例の中には、地域の関係団体の名前が記載されております。例えば、施策の方向2「相談支援体制の充実」には「地区社会福祉協議会は、民生委員・児童委員等と積極的に連携し、地域における身近な困りごとの相談やふれあいの場所として地域ケア拠点の充実を図る。」と書かれておりますが、実際に地区社会福祉協議会にこの内容に関する方向性などのご理解はいただいているのでしょうか。他にもいろいろと地域の関係団体の役割が記載されておりますが、現状できていない内容が多く記載されているようですが、今後の目標という認識でよろしいですか。</p>
地域共生課	<p>今後の6年間で取り組んでいく内容も書かれておりますので、現時点で取り組んでいること、今後の目標であることの両方が混ざっており、分かりにくい内容になっているかと思っておりますので、今後内容を整理していきます。</p>
岸田委員	<p>互助・共助の役割には、個人も含まれているため主語が書きにくいと思いますので、そのあたりを注意いただきたいと思います。</p> <p>また、介護予防や健康づくりについては研究が進み、フレイルの原因は身体的な問題よりも社会活動のフレイルが全体的なフレイルを起こすことが分かっていますので、そういった新しい情報も取り入れながら、地域の中で役割をもつことが介護予防につながるという視点もあればよいかと思いました。</p> <p>役割例については、書き方が難しいとは思いますが、よりよい書き方をご検討いただければと思います。</p>
岩松委員	<p>施策の方向10「バリアフリーの推進」についてですが、市川市内には車道と歩道の境に仕切りがあることから、車いすが通れないような場所がい</p>

	<p>くつもあります。こういった場所にある車道は県道であることが多いのですが、このような県との問題についてはバリアフリーの推進の対象に入っているのでしょうか。</p>
地域共生課	<p>1つ1つの道路について、千葉県と協議を行っておらず、本市の計画事業の対象としておりません。</p>
岩松委員	<p>北部地区は特に農道が狭いです。梨農家の方が所有する木の枝が農道まで伸びているため、人や車が通りにくく、時間を分けて通行している場所がいくつもあります。所有者の木を切ることは難しいとのことで、なかなか問題解決には至らず、こういった農道問題や県道問題により、通行がままならないということが北部地区は多いです。バリアフリーの推進は、実際にはこういった問題は対象外ということでしょうか。</p>
地域共生課長	<p>個々の問題については、各所管課の事業により少しずつ整備をしていきたいと考えております。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>(3)その他</b></p>
森高会長	<p>それでは議題(3)「その他」に移りますが、本日「その他」の議題はありますでしょうか。</p>
地域共生課	<p>本日、その他の議題が1件ございます。資料10に基づいて説明をさせていただきます。</p>
地域共生課	<p style="text-align: center;"><b>(資料10に基づき説明)</b></p>
森高会長	<p>ありがとうございます。それでは、令和5年度第2回市川市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会を終了いたします。</p>

(12時00分閉会)

市川市社会福祉審議会地域福祉専門分科会  
会長 森高 伸明